

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年8月28日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

1 契約の概要

昇降口前天井内給水管漏水修繕

2 履行(納品)場所

横浜市青葉区千草台50番地の1
横浜市立緑が丘中学校

3 契約日

令和6年7月8日

4 履行日又は履行期間

令和6年7月13日

5 契約金額

162,800円

6 契約の相手方(名称及び所在)

横浜市西区久保町4番12号
三ツ矢設備工業株式会社

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和6年7月5日午前中、昇降口前の廊下の天井から水が漏れ始めた。点検口から天井内を見たところ、被服室と調理室につながる給水管とバルブから水が漏れていた。漏水を一時的に止める手段が無く、昇降口を利用する生徒の安全確保のため緊急契約での作業を実施した。

8 契約の相手方の選定理由

有資格者名簿に登録されている会社であり、学校の修繕に精通しており、迅速な対応ができることから選定しました。

9 所管

横浜市立緑が丘中学校